

第十一章 横須賀市

一、被害状況と市役所の執りたる應急處置

横須賀市も亦震災凄絶悲絶を極めた區域にして、市の總戸數一萬四千三百戸中、燒失戸數四千七百戸、倒潰一萬四千三百戸といふ數字を示し、完全を保つた家屋はたゞの一軒もなく、全市潰滅に歸し、死者六百八十四人、傷者八百九十七人を出せり。地震直後發火したるは、稲岡、山王の二個所にして、發火時間は激震直後なりき。折柄南風十五米八分の風力凄しく、水道の消火栓破壞して防火の術なき衝を、烈火は見る見る風の方向に任せて延び行けり。加ふるに全市の建物は、大部分木造日本建築にして、激震に倒潰したる状態は火を導く事早く、延燒飛火思ふが儘に、市内若松、大瀧、山王、楠ヶ浦、稲岡五ヶ町の大部分、佐野、中里の一部、此燒失面積千二百坪の區域及び横須賀停車場、逸見二番地の一部約五十坪の區域を燒失して、翌二日の午前五時漸く鎮火したり。これより先、地震のために、宮崎重油槽は破壊と共に火の移るところとなり、貯藏中の重油八萬噸は、一時に火焰を揚げつゝ猛然として第二區港外に浮流し、海上一面、忽ち火の海と化し、碇泊中の各艦船は、急據港外に避難脱出したり。火の海は、約四時間に亘つて延燒を續け、タンク重油は十數日間盛んに黒煙を吐き、房總地方より之を望むに、横須賀に噴火山出來を思はせて忽ち其噂を傳へしめたり。

かくて、全市民恐怖のうちに、震災第一日は刻々として過ぎ行けり。午後一時、南風十三米五分に下りし風力は、二時に、方向を南に轉じ、十二米の風力となり、三時、同十二米六分、四時に十二米八分、五時に十一米七分となりて、蜿々たる其火の手は海陸兩面を甜め盡さん勢ひを示せり。工廠前海岸良長院其他に、簞笥、行李等を抱へたる避難民は、群を成して日の暮るゝのを待つ折柄、海嘯襲來の警報は傳へられぬ。大震、大火に僅に身を以て災厄を遁れ

たりし市民は、三度海嘯襲來の報に、今は力盡き、根疲れ、折角運びし荷物なごも其儘に、足引摺りて、高臺へ高臺へと押し流され行きたり。黄昏の空は刻々と迫り、顧る衝は火焰物凄く、闇を照す中に、在港の海軍兵、重砲聯隊の兵員等は必死防火に努むるが見ゆ。横須賀市は、海軍鎮守府所在地なる爲め、激震後約一時間位にして所屬兵員の出動活躍を見たりしが、全市消火栓の破壊は水道を利する事能はず、極力破壊消防に盡力する外なかりき。然るに、幸にして海嘯の虞もなく、風力も漸次微力となり、地勢に阻められて火勢漸く弱まるに至れり。當市の地勢は、全般殆んど山續きにして、中央にある一帯の山脈を堺とし、下を俗に下町と稱し、上を上町と云ひ、火災は上町、下町の兩方面に發火延焼したるなりしが、各二方面共、二日の朝方、風向と地勢との關係幸にして自然的鎮火の傾向に進みしためと、其頃海陸軍人及警察官、消防等の手配も整備し、兩々相俟つて午前五時過、漸く鎮火したりしなり。

當時、市廳舎は、激震一瞬にして全潰し、剩へ、水道課廳舎は焼失し、吏員二名の壓死者、多數の負傷者を出せしが、幹部の指導宜しきを得て、吏員一同意氣沮喪せず、壓死者の搬出、負傷者の救出に努むると共に、會計其他重要書類を搬出し、幹部は、附近八幡山高等小學校に詰め、徹宵諸般の應急對策を講じ、警察官、消防組員、横須賀市自衛團員等と聯絡して、極力火災の鎮火、警備、救護の爲に盡したり。其間、刻々、海陸軍の兵員も増加し、鎮火に至りし後も、軍隊は警察と協力して、盜難、火災等の警備に努め、晝夜兼行して、市内保安維持に當り、引續き戒嚴令の施行を見、かくて最も完全なる警備を見るに至れり。

二、横須賀鎮守府の執りたる應急處置

これより先、震災被害の大なるを見たる野間口鎮守府長官は、無線電信の破壊により、折柄碇泊中の軍艦阿蘇に急使を馳せ、取敢へず、吳、佐世保兩鎮守府に向ひて、糧食、醫療藥品の救援を請へり。糧食問題は、市に於ても緊急を

要し、二日早朝、市役所本部を鎮守府構内に移すと同時に、陸海軍、警察官憲を參集し、先づ食糧管理として、協力米穀類の強制徴収を斷行し、市長職務管掌以下幹部は、野天にて徹宵指揮をなし、三日朝より市内二十餘箇所にて炊出を開始し、極力罹災者の救護に努めたり。然しながら、徴發の米穀は僅に市民が一兩日間を支ふるに足らざる状態なりしを以て、海軍はパン罐詰等の貯藏品を提供し、尙二日入港の特務艦神威を、食糧品買入のため、伊勢灣に出動せしめ、續いて關東其他の艦船も出動したり。

三日より、戒嚴令施行せらるゝに迨び、市は六日、戒嚴司令部と協商し、連絡を保持する必要上、救護事務分掌を左の如く設定し、十日、市會議員九名を以て救護委員を組織し、二十三日議員全員に増員し、市内各部會長の應援を得て、萬端の應急措置をなし、職員一同各部署に就き、晝夜不眠不休、自家を省る暇もなく、交通、通信杜絶、物資缺乏の際、食糧、被服、建築、衛生諸材料の配給に、交通整理に、屍體の發掘運搬に、罹災死傷者の救療に、全力を盡して、組織的に活動を開始したり。

事務分掌

○總務部

- 一、各部事務の連絡統一
- 一、文書の發受
- 一、各部取扱事項の報告蒐集
- 一、罹災其他諸證明
- 一、施米に關する事項
- 一、罹災調査

○食糧部

- 一、食糧の徴収並に分配及調節
- 一、食糧品實狀調査
- 一、需給狀況調査

○建築部

- 一、建築物及其材料の徴収並に分配
- 一、家屋の實狀調査
- 一、假居住の分配調節
- 一、倒壊家屋に對する應急修理法の研究
- 一、建築材料の徴収並に分配及價格の調定

○衛生部

- 一、衛生材料の徴収並に分配
- 一、市内衛生材料實狀調査
- 一、罹災民傷病者の救護

○被服部

- 一、被服の徴収並に分配
- 一、罹災者の實狀調査

○燃料部

一、燃料の徴収並に分配

一、家庭用燃料（蠟燭、石油、薪等）の徴収並に分配

一、住民の家庭用燃料の現状調査並に調節

一、住民の點照用諸件の研究並に實施

○運輸交通部

一、運搬具其他の物件の徴収並に分配

一、汽船便乗者の斡旋

一、崩壊土砂の運搬、市内燒跡道路整理、下水埋没土の取片付

一、市區改正調査

○勞務部

一、勞務の徴収並に分配

一、勞銀調査

○其他一般部

一、各部に屬せざる諸般の事務

今、市の報告により、各部に分ちて其狀況を記述すれば次の通りである。

總 務 部

一、九月四日より市内十九ヶ所に炊出場を設け、部會長の斡旋にて罹災民に炊出を爲す。

一、九月十七日より部會長の證明に依り施米券を交付す。十月二十日迄の救助延人員二十三萬千百九十八、一人

一日三合宛。

食糧部

一、九月二日、三日の兩日に旦り應急措置として陸海軍、警察官と協力、市内販賣者在庫米全部を強制徴發す。

一、徴發米並に各地方、陸海軍よりの供給並に寄贈外内米を以て施米を續行し、九月十七日より一般施米を廢し市より商人に有償交附し、販賣價格を指定し販賣せしむ。

米の取扱數量左の如し

自九月三日、救助米

至九月十六日、一、七七九石二

自九月十七日、施米

至十月二十日、六九三石五七

自九月十三日、販賣

至十月二十日、三七、七五〇石四三

被服部

一、毛布の配給 縣廳並に海軍々需部より配給を受けたる毛布四千枚を家族三名に付一枚の標準を以て全燒者に有料配給し、少許貧困者に無料施與す。

一、被服の配給 全燒罹災者に配給したる度數三回、全潰者に一回、一般貧困者に一回。

件數

人員

點數

全燒者

七、二二七

三二、五八九

一八七、〇六九

全潰者	一、二五九	五、六〇三	三四、七八二
貧困者	一、二一七	五、六四二	二九、八九五

右は何れも部會長の證明に依り公平に配給す、尙衣類の撰別をなすため市立學校女教員の應援を受く。

衛生部

一、死傷者の收容及保護 震災に因る死傷者は、頗る多數に上りたるのみならず、或は倒潰家屋の下敷と爲り或は崩潰土砂の爲に埋没せるあり、凄慘の狀眞に面を向く可からず、然かも其の救出は寸刻の躊躇を容るざるものあるを以て、續震頻々たる危険を冒し、急遽夫役を招集して救出收容に努むると共に、傷者に對しては、或は市醫をして巡廻診療に當らしめ、或は最寄醫師又は救護所に送致し、死者にして身元判明せるものは之を遺族に引渡し、其の他は總て假埋葬に附する等混亂中にも拘はらず、比較的秩序能く其の措置を了し得たり。

一、臨時治療所開設 市内大小の病院醫院は、概ね倒潰又は燒失せるを以て、九月三日市は横須賀衛戍病院構内に臨時治療所を開設せり時偶々全病院には、各方面より搬入したる重輕傷者七十餘名の治療を爲しつゝあるのみならず、輕傷者の自から來りりて手當を受けたるもの既に數百名を算し、尙續々殺到し來るの狀況に在り事態正に斯の如きを以て、市は先づ全院收容の傷病者を引受け、併て外來患者の救療に當りしも、救治に要する各種材料及藥品共著しく缺乏を告げ、卒かに之を得るの途なきのみならず、醫員亦甚だしく不足し如何共爲す可からざる狀勢に迫りたるを以て、衛戍病院長以下各職員の諒解を覓め、其の援助を受くるに至り、稍愁眉を開くを得たり、而して衛生材料の如きも、全病院長の好意と英斷とに依り、戰時用品を解放し、市治療所の名に於て共同作業を爲し、以て救療の目的を達し得たるは、眞に本市の幸慶なりき。當時、

市が衛戍病院より引繼を受けたるは、負傷者五十二名及病者三名にして、市の治療所は全病院構内の庭園に天幕張を以て急設せしも、後陸軍砲廠を借用し、九月十七日之に移轉せり。則ち全日を以て衛戍病院との共同作業は終結を告げ、爾來市は獨力其の救治を繼續したるも、漸次治癒又は輕快して退所し、一面外來患者も著しく其の數を減ずるに至りしを以て、九月二十七日、現在重症者七名收容を海軍病院に依托し、茲に臨時特設の治療所を閉鎖せり、今、治療所開設中取扱ひたる延人員を表示すれば左の如し。

震災負傷者 二五三人

内科患者 六七〇

外科患者 二二二

計 一、一四五

一、鮮人救療 震災當時横濱方面に在りたる二百二十六名の鮮人を、九月二十三日不入斗練兵場の陸軍砲廠に保護收容せしが、其中震災に因る負傷者二十八名及内外科患者四十名計六十八名に對する治療を市に於て引受くることとなりしを以て、臨時治療所開設中は、之れに收容せしも、全所閉鎖後は、從來の治療所を襲用して救治し、十月二十二日に至り治療退所せしを以て凡てを閉鎖せり。

二、各救護班との連繫 震災の報一度傳るや、全國民の同情翕然として湧き、各地より救護班の派遣ありしを以て、市は努めて之れと連繫を保持せんことを期し、吏員及使丁を派し、俱に共に救護作業に従事せしが、今其の派遣班を列記し、其の績を傳ふると俱に、併せて謝意を表す。

イ、吳海軍救護班 白濱海軍機關學校燒跡に於て、九月五日より診療開始。

ロ、舞鶴海軍救護班 汐入小學校内に於て、九月六日より診療開始。

ハ、佐世保海軍救護班 深田海軍病院焼跡に於て、九月七日より診療開始。

ニ、大湊海軍救護班 山王良長院内に於て、九月八日より診療開始。

ホ、新潟救護班第一班 不入斗練兵場陸軍砲廠に於て、九月十一日より診療開始。

ヘ、新潟救護班第二班 小川埋立地に於て、九月十一日より診療開始。

如上救護班中、新潟救護班は何れも九月二十三日引上げ歸縣し、海軍各救護班は九月二十七日其の所屬地に歸還したるを以て、爾後専ら横須賀海軍病院より醫官を派し、左記時間に依り診療せり。

自午前九時至全十一時迄診療

山王良長院内診療所

汐入小學校内診療所

自午後一時至全三時迄診療

海軍病院跡診療所

自午前九時至全十一時迄及

自午後一時至全三時迄

海軍機關學校跡診療所

一、傳染病患者の診療 震災後發生したる傳染病は、腸窒扶斯、バラチブス、赤痢、疫痢及流行性腦脊髄膜炎等にして、何れも直ちに市立病院に收容救治し、嚴に消毒を勵行したるに依り、著しき傳播を見るに至らざりしと雖、飲料水の不良化と共に天候極めて不順なると、環境の激變に因る不攝生の生活等因を爲し、容易に其の跡を絶つに至らざるを以て、一面戒嚴司令官の組織せる海軍醫官、警察官及市吏員より成る防疫班に

依り、日々検病的調査を遂行し患者の早期発見に努めたと、罹患者は凡て迅速に市立病院に收容し健康者との離隔を計り、患家に對しては嚴に消毒を勵行すると共に井戸及下水の消毒、汚物の除去、蠅の驅除等に努力せし爲終に之を終熄せしめ得たり。

今九月一日より十月二十五日に至る患者發生數を表示すれば則ち左の如し。

一、腸窒扶斯 七七人

一、バラチフス 八

一、赤痢（疑似症を含む） 六一

一、疫痢 五

一、流行性腦脊髓膜炎 一

計 一五二

一、赤十字救護班の來援 日本赤十字社臨時震災救護部和歌山支部救護班は醫員二名、書記一名、看護婦八名より成り、十月五日來援、市立横須賀病院に於て、傳染病患者の診療に従事せしが、全月二十四日、神奈川縣支部救護班（醫員一、看護婦八）と交替せり。

一、罹災死亡者 震災當日より十月二十五日迄に埋火葬に附したる罹災死亡者は、五百四十九名にして、内、身元判明者四百五名、住所氏名の判明せざるもの漂者三十五名、發掘九名を算せり。

建 築 部

一、九月一日災禍の襲來と共に、市廳舎倒潰せるを以て、分擔事務の決定するや、直に、本部に於ては廳舎の下敷と爲りて壓死せる吏員二名の死体發掘を爲し、倒潰廳舎の取片付を了し、更に全市に亘り、震火災害家屋

の狀況及配給調節の方法に付調査し、應急施設として假小屋四十九棟（バラック）二百九十四戸を急造し、以て避難民の收容所に充て、尋て各學校及市の各種營造物損害に對する被害程度の調査を行ひ、陸軍當局に交渉を遂げ、市内不入斗の所在重砲兵聯隊の空兵舎及倉庫を借用して假修繕を加へ、更に便所及廊下の施設を爲し、市内被害小學校中の三學年生以上を收容し得るに至れり。而して、傳染病頻發の狀勢あるに拘はらず病院は大破せるを以て、是が對策も亦一日の猶豫を容るざるものあり、則ち晝夜兼行の努力を以て大修繕を加へ、辛ふじて患者の收容に支障なからしめ得たるも、他の一面に於ては、市の樞要地區、一炬焦土に歸したるの結果、各地より移入の食糧品等を格納すべき倉庫なく、何れも露天に暴露しあるの狀態にして、若し夫れ一朝豪雨に會せんか、隨所に堆積しある食糧品は大半其の用を爲さざるに至るべきのみならず、又盜難の憂ひ少なからざるを以て、大瀧海岸埋地に於て百五十坪の假上屋を建設し、其の要求を充たし、更に市廳舎假建築の設計を爲し、勵精工を督して急ぎたるに依り、十二月中旬假廳舎就るを告げ、直に鎮守府構内假設の天幕張事務所を撤して此處に移轉し得たるも、建築其の他の材料供給意の如くならざる爲、時々工程に手違ひを生ずる等實に局外者の想察し能はざる苦心を嘗めたり。

交 通 部

一、由來、本市は、舊時の町村漸次膨脹し來りたる儘にして、未だ市區改正の遑なく爲に街路の幅員一般に甚だ狭小なるを以て、一朝火災其の他の災害に會すれば容易に被害區域を増大するの虞ありしは、何人も之を豫測し得たる處なるが、果せる哉、這次の震災に會するや、家屋の例潰斷崖の崩壞等、何れも街路を閉塞し、加ふるに焼失區域の如きは、石材煉瓦塊等路面に堆積して交通を阻礙すること甚しく、就中湊町崖地の崩壞は停車場より市内に通ずる唯一の幹線道路を閉塞し、本市の咽喉たる停車場との交通全く杜絶するに至りし

を以て、此の方面の開通を劃するは實に焦眉の急を要するも、湊町崩壊土の取除けは到底短時日の能くする處にあらず、然かも此の方面は丘陵重疊せるを以て、開鑿も亦決して容易ならず、但だ幸にして水道用隧道に異状なかりしを以て、之を利用し、逸見東谷戸より水道用隧道を経て坂本に通ずる一線及全東谷戸入り口より汐入に通ずる一線を撰み、一部路面の修理を急施し、辛ふじて通路を開き、之に電燈設備を爲し、以て夜行の便を圖り、崩壊土砂の取片付及死体の發掘等に全力を注ぎ、而して下水を埋没したる處に在りては洪水を豫防する爲、應急措置として疏水工事を施行せり。

勞 務 部

一、未曾有の災禍に直面して、最も必要なる急務は、食料、被服、及建築材料等の供給輸送にあり、然も輸送機關の大部を缺如する當面の狀況に在りては、人夫馬力其他の勞力供給及其の調節を圖るは、實に急務中の急務に屬するを以て、或は當業者を勸説して其の所有若は管理に係る船舶を提供せしめ、或は各種勞役夫の充實に努むる等、極力輸送の圓滑を圖りしも、動もすれば勞力需給の調節を失せんとするに鑑み、一面災後の失職者救済の意義を加味し、失業せる市内の壯丁を驅り、之を補給するの方途を講じ、他面之に由て勞銀の奔騰を抑止し、其の統一を圖り仍て以て使用者の便に供し、併て需給の調節に資せり。

燃 料 部

一、震災直後全市暗黒となりたるを以て、九月七日海軍側と協商、市内各店舗に於ける一般家庭用燃料現在品を調査し、應急施設資料とし、一策として海軍々需部より洋燈を借り受け、部會事務所、罹災民避難所及主要街燈用として貸付し、以て本縣の配給品並に各地よりの寄贈に係る蠟燭、薪炭、マッチ等を夫々配給す。内蠟燭の残品は廉價を以て市内當業者に拂下ぐ。

尙本市に於て配給せる建築諸材料左の如し。

一、鐵板 一五、二二三枚

一、亞鉛板 四八、四四二枚

一、木材 一二、五〇〇石

市に於て罹災民に直賣す。

材木商をして販賣せしむ。

其他一般部

一、罹災安否問合の調査回答。

一、其他水道復舊工事に従事し、災後水道管路の破壊のため飲料水缺乏したるを以て、走水貯水池より船廻して以て應急給水し、爾來徹宵復舊工事に従事す。

三、土木建築方面

震災後に於ける海面の干満平均水位が、震災前に於ける同水位より、約三尺三寸の低下を示せる事より見て、一般に土地の隆起した事察せらる。高地の崩壊は、軟弱なる土質が動搖に堪へずして、部分的に離落したに過ぎず、平地の陥落したのは、埋立地中の土砂沈着低下に因るものにして、地盤の硬軟は災震の強弱に影響したるが如し。然も土地の隆起が示す地勢の變化は、如何に地震の激烈でありし事を證す。丘と丘との間にある此横須賀の市街は、かくて地震と同時に其數多き丘陵崩壊の爲め、道路、家屋、其崩土の下に埋没したり。特に悲慘を極めたるは港町通り山崖の崩壊にして、全長約七丁餘、通行中の約七十名は全部壓死を遂げたりし、其他、土木建築方面の損害は表示の如き多額に上り、之に他の焼失動産の損害、全潰破壊動産の損害を加へなば莫大なる價格に上るべし。例へは一機關車工場が崖崩れのために押潰されたるなき、其機關車の損害のみにても輕少のものにあらず。これらの損害を一々數字

に示すことは、火災の伴ひし横須賀市としては、容易ならざる事故、次には、單に土木建築方面の損害を表示するに止む。

土木建築方面の損害

土 木 の 部

一、金四拾六萬貳千五百圓

道 路 損 害

一、金參拾四萬七千六百圓

同 崩 土 取 片 付

一、金九萬圓

灰 燼 取 片 付

一、金壹萬五千圓

橋 梁 (木 造) 損 害

一、金參拾六萬八千四百圓

海 岸 壁 損 害

一、金拾貳萬七千圓

用 惡 水 路 損 害

一、金壹萬貳千五百圓

同 溜 池 損 害

計金百四拾貳萬參千圓

建 物 の 部

全 燒 の 分

構 造	種 別	住 家	非 住 家
木 造	建 坪	損 害 見 積 額 三、四七四、一八七・五〇 ^円	損 害 見 積 額 一、七四一・四四
			損 害 見 積 額 一三〇、六〇八・〇〇 ^円

種 別	構 造		家	
	住	非	住	家
木	建	坪	損 害 見 積 額	建 坪 損 害 見 積 額
造	八六、七六一・七〇	二、六〇二、八五一・〇〇 ^円		

大 破 損 の 分

種 別	構 造		家	
	住	非	住	家
木	煉 瓦 造	煉 瓦 造	煉 瓦 造	煉 瓦 造
煉 瓦 造	二、三、五三一・七九	二、四七〇、八三七・九五	一、二三八・五一	九二、八八八・二五
石	一、四六二・三九	三、八、一七八・〇〇	一四・一三	四、二三九・〇〇
土	一、四六二・三九	三、九四、八四五・三〇	一六二、四八	四三、八六九・六〇
藏	五〇七・二八	一一四、一三八・〇〇	五六・三六	一一、六八一・〇〇
計	二五、六二八・七二	三、〇一七、九九九・二五	一、四七一・四八	一五三、六七七・八五

全 潰 の 分

種 別	構 造		家	
	住	非	住	家
煉 瓦 造	二、四九一・五四	七四、二〇八・〇〇	二七・四八	八、二四四・〇〇
石	一、一四〇・一七	六七二、七一五・八〇	二七六・八三	七四、七四四・一〇
土	一、一四〇・一七	二五六、五三八・二五	一二六・六八	二八、五〇三・〇〇
藏	三六、九六六・五七	四、四七七、六四九・五五	二、一七二・四三	二四二、〇九九・一〇
計				

	煉瓦造	石造	土藏造	計
	七四一・〇〇	二、五〇〇・〇〇	四九・九九 五五〇・〇一	九〇、五五二・六九
	一四八、二〇〇・〇〇	三七五、〇〇〇・〇〇	五四、九九九・〇〇	三、一八一、〇五〇・〇〇
		六〇・〇〇	五〇・〇〇	一一〇・〇〇
		九、〇〇〇・〇〇	五、〇〇〇・〇〇	一四、〇〇〇・〇〇
				一〇、六七六、六九八・八〇
				四〇九、七七六・九五

其他、海上方面の損害に就ては、折柄工廠ドックに入渠中なりし潜水艇十號、十四號の兩艇は、最初の激震に支柱外れて忽ち船臺より石疊の上へ投げ出されて大破し、建造中の航空母艦天城も鈔からぬ損害を蒙れり。港内碇泊中の艦船には大なる損害はなかりしも、軍艦三笠は激動のため艦底の一部海底の岩礁に衝撃損害を蒙り、浸水甚だしく、其儘になし置かば顛覆沈没は免れず。故に、一時港外の機關學校海岸まで曳船し、一先づ淺瀬の磐石上に沈礁せしめたり。其他海軍の損害のみにて、概算約七千萬圓に達す。

四、産業方面の損害

商工業方面 (商業)市内に於ける樞要な商業地帯は殆んど焦土と化せり。之が損害高は亦他の方面に比べて頗る甚大なり。建物及其他の動産損害見積高約五十萬圓に達す。(工業)市内に多數の民設工場を有さない本市に於て、工業者と稱するものは、官業と職工を主とせる小工業者及小数の工場を謂ひ、其損害見積高約六百八十四萬圓を算す而して、工業者は、將來各方面の新興事業と共に、直接自己の復舊をして速かならしむるに至便なるものありしが、商業方面にありては一般に資金は涸渴し、金融は梗塞せるにも拘はらず、新營業所の建築、問屋側に對する災前債務の

償還、災後新取引支拂期日の短縮等、一として營業難を嗟嘆せしめざるはなく、困憊其極に達せり。

農業方面　農家は悉く焼失區域外に散在せるも、其被害は、耕地の潰裂、建物の破損、作物の被害及び其他を合せて約五十一萬圓に達す。

漁業方面　建物、船舶及其他を合せて約三萬七千圓に及べり。

五、戒嚴間の交通復舊作業

戒嚴令施行直後の九月五日、當地方戒嚴司令官野間口兼雄大將は、檄を市内海陸軍官衙併に市衙に發して、横須賀鎮守府山上に官公吏臨時召集を爲し、古今未曾有の大震災に依り蒙りたる被害の所置救援等に付き、隔意なき協議を遂げ、戒嚴下に一致共同の作業に任ずべきを諭告せり。然して、市内に於ける交通復舊作業に對しては端緒を茲に發し、市は海陸軍縣と協力して、別に交通部を設け、各分擔地區を定め、國道の復舊作業は主として海軍之に當り、縣道は主として陸軍及び縣の作業に懸り、市道は市自ら之が任に當り、戒嚴間終始一致の行動に任じ市内の交通機關の應急及復舊作業に従事せるものとす、然して、之が爲め海陸軍一部兵員の出動により、或は海軍職工工夫の勞働作業に依り市は吏員名譽職員各町内部會員と協力して全力を注ぎ復舊作業に従事したるを以て、市内の交通状態は着着として整頓せられ、市民は漸く安堵の胸を撫てたり依りて今左に其の概要を記述することとす。

大震災に依り、例潰せる家屋、焼失せる建造物、其れ等の殘骸及び灰燼、及び崩落せる土砂土石は、市内到る處の道路を埋没閉塞し、交通は全く杜絶せらる、蓋し横須賀市の地勢たるや、丘陵所々に起伏し、市街の大半は山間に町を形成するの狀態に在り、従つて震災に依り山地崖地の崩落して道路を埋没したるもの夥しく交通を閉塞したる箇所多々なりとす。

復舊作業に就ては、焼失区域内に該當せる地區内の灰燼の清掃、建築物の殘骸除却、及び土石の搬出等を爲し、大體道路として地均しを行へば足る程度に止めたり。

尙、道路沿の比較的大建築物として殘骸の屹立せるため、交通上危険の虞あるもの、第二銀行外八ヶ所に對しては破壊作業を必要とし、之が實行に努めたり。

又、家屋の例潰によりて、道路閉塞したる箇所を對しては、極力之れが取除きの作業を行へり。

然して、崖地の崩壊によりて道路を閉塞したるものに對しては、或は崩落土の除却を了し、或は戒嚴間一部應急除却工事を爲し、以て通路の一端を開くの途を講じたるものとす。

崖地の崩壊地層の摺動によりて、著しき被害を受けたる箇所の一例としては、市街の東西を連結する唯一の國道沿湊町地内なりとす。閉塞せられたる箇所三ヶ所、其の延長三百間に亘り、而して戒嚴間の作業としては、漸く其の一部分の崩土を除却したるに過ぎず、従つて市の中央より逸見町及び停車場方面に通すべき交通は甚しく阻害せられ、一般の交通は徒歩に依るものに對して、市内汐入町より湊町山上を經て逸見町に通ずる山上里道（幅員六尺）を利用してせしめんが爲め、之が應急修繕工事を施し、而して、沿道各辻々には或は「道しるべ」の立札を建て、或は圖示に依りて其の方向を示し、夜間は處々に蠟燭を點せる行燈を設らへ、沿道の各戸は提灯を吊して通行の便を計り、斯くして、市民は、山を繞り、坂を越へ、辛ふじて往來するを得たり。然して、車馬に依る者に對しては、市内汐入町より坂本を經て隧道を過り、迂回又迂回して逸見町及停車場方面に通ずる（幅員貳間）を利用せしめ得たるも、これ又坂路多く、最大五分の一急勾配を有し、平生車馬の通行全く不可能に屬せるも、路面の潰裂石垣の崩壊修理に努め、極力之が復舊工事を施して車馬の通路を開き、坂路には數十人の人夫を派して車輛の後押しを爲さしめ、以て漸く交通せしむるを得たり。

尙、一方、海軍側に於ては、湊町軍需部構内の倒潰倉庫の一部取片付及び整理作業に従事し、軍港海岸沿へ南門より全西門を経て停車場附近に通ずる一筋の通路を開き、一部交通機關の補助に資せしめたり。

上述一例に過ぎずと雖も、其他市内楠ヶ浦町地内に於ける市道の埋没、公郷町山崎地内の横須賀浦賀間縣道の埋没等に於ては、道路は山丘に覆はれ、而も全然迂回に依るべき道路を斂き、通行者は海邊を徒渉し又は崩土の丘上を攀じて交通するの状態を呈し、之が復舊作業に付ては、晝夜を分たず工を重ね、當事者の苦艱苦衷想像の外にありし。

六、財政整理に及ぼせる震災の影響と

其歳入減及損害施設

震災に因る歳入減の重なる科目及減額高（大正十二年度決算に依る）

一般會計

イ、財産より生ずる収入 六、〇九五、七一〇

ロ、使用料、占用料及手数料 二二、四三九、〇八〇

ハ、交付金 一、八七三、二六〇

ニ、縣補助金 二、二八二、〇〇〇

ホ、雜收入 五八、七七四、八四〇

ヘ、市税 一四、七五四、一八〇

計 一〇六、二一九、〇七〇

特別會計（水道經濟）

イ、使用料、占用料及手数料 一〇二、九五七、六五〇

ロ、雑収入

一九、八〇二、二九〇

計

一三三、七五九、九四〇

合計

二二八、九七九、〇一〇

市の營造物損害に對する應急施設費

イ、市廳舎倒潰應急施設

四二、五〇〇、〇〇〇^円

ロ、小學校舎 全上

二〇七、五二七、六二〇

ハ、小學校舎半潰 全上

一五一、九七二、八六〇

ニ、高等女學校舎 全上

一七、一一八、〇〇〇

ホ、市營住宅 全上

五、九八五、〇〇〇

ヘ、市立傳染病院 全上

五、五三〇、〇〇〇

ト、巡查駐在所 全上

二、五〇七、一〇〇

チ、火葬場 全上

二、一八五、〇〇〇

リ、公共便所 全上

二三〇、〇〇〇

ヌ、屠獸場全潰 全上

一三、四五五、〇〇〇

ル、塵芥焼却場 全上

五、〇〇一、四〇〇

ヲ、下水溝石垣 全上

七二、八〇一、五二〇

ワ、上水道 全上

七八、六〇四、〇〇〇

カ、火の見梯子半潰全上

二〇〇、〇〇〇

ヨ、道路缺潰	全上	二六八、三〇〇、〇〇〇
タ、港湾護岸	全上	一二、〇〇〇、〇〇〇
レ、崩壊土及焼土取片付費		三一七、一九七、五〇〇
計		一、二〇三、一一五、〇〇〇

震災救護費

イ、小屋掛費	四七〇、五〇〇
ロ、材料費	八四二、六五〇
ハ、救療費	五二七、四八〇
ニ、運送費	二〇、〇四一、九六〇
ホ、雜費	九三、二七六、六六〇
計	一一五、一五九、五二〇
外に食糧費(國庫負擔分)	七一、四二〇、〇九〇

財政整理

財政整理に就ては、深く四圍の事情に鑑み、各般の狀態に察し、極力違算なからんことを期し、慎重精査事業の打ち切り、繰延及整理緊縮を遂行せるも、市勢の發展及復舊等に關し、已むを得ざるものありては、或は増額を行ひたるものなきにあらざらず、要は緩急安排、努めて其の宜しきを失せざらんことを顧慮し、以て財政計劃を樹て、災後の難局に善處するの方途を講ぜり、今其の重なる數字を舉示すれば則ち左の如し。

事業打ち繰延及整理緊縮に因り捻出し得たる金額

一般會計

經常部

一、役所費

三、〇〇〇、〇〇〇^円

二、尋常小學校費

五、〇〇〇、〇〇〇

三、尋常高等小學校費

一、一〇〇、〇〇〇

四、高等小學校費

六〇〇、〇〇〇

五、高等女學校費

一、一〇〇、〇〇〇

六、實業補習學校費

六〇〇、〇〇〇

七、基本財産造成費

九、二一四、〇〇〇

計

二〇、六一四、〇〇〇

臨時部

一、土木費

一一、七八五、〇〇〇

二、小學校營繕費

三二、八〇一、〇〇〇

三、基本財産造成費

六、七七〇、〇〇〇

四、積立金穀

七、七〇一、〇〇〇

五、寄附金

二五〇、〇〇〇

六、職業紹介所費

九〇〇、〇〇〇

七、職業紹介所營繕費

一〇、〇〇〇、〇〇〇

計
合計
七〇、二〇七、〇〇〇
九〇、八二一、〇〇〇

特別會計 (水道經濟)

經 常 部

一、水道費

一、四四二、五八〇

二、公金取扱費

一六二、五〇〇

三、雜支出

一〇、七八六、五〇〇

計

一二、三九一、五八〇

通 計

一〇三、二二二、五八〇

而して、如上營造物損害に對する應急施設は、實に焦眉の急を告ぐるものにして、之に要する經費總計百三十八萬餘圓に達するも、其の補充財源は、事業の打切繰延は勿論、極力冗費の節約を圖り、基本財産の如きは此際運用し得る限り之を運用するの方途を樹て、更に法令に基く國縣補助額等を加算するも、猶所要額の二割弱を充たすに過ぎざる状態にあり、而して、其不足額を一般的起債に求むるは、時甚だ佳ならざるものあるに由り、已むなく之を低利資金の供給に求むることとし、仍て以て震災損害に關する復舊計劃の第一歩を遂行せり。今之を數字に示せば則ち左表の如し。

復興所要額及其の財源

所 要 額	國縣補助額	事業打切及整理緊縮額	基本財産運用額	合 計	低利資金ニ求めントスル額
一三六、一五三 円	一三五、九九三 円	一〇五、〇六一 円	一六、三七七 円	二五六、三七二 円	一、二四、七八一 円